

## 第2節 循環型社会の形成



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化、海洋プラスチックごみ問題など多岐にわたる地球規模での環境問題を引き起こしています。問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進する必要があります。

また、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上や地域循環共生圏形成、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環など持続可能な社会の実現に向けた方向性が示されています。

大阪市では、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっていることを踏まえ、G20大阪サミットで採択された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現等に寄与するため、令和3年3月に「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定しました。同計画に基づき、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、プラスチックごみの資源循環の推進や市民・事業者などへの普及啓発に取り組みます。

さらなるごみ処理量の削減をめざすとともに、これらの取組みにより、循環型社会の形成を進め、SDGsの達成に貢献します。

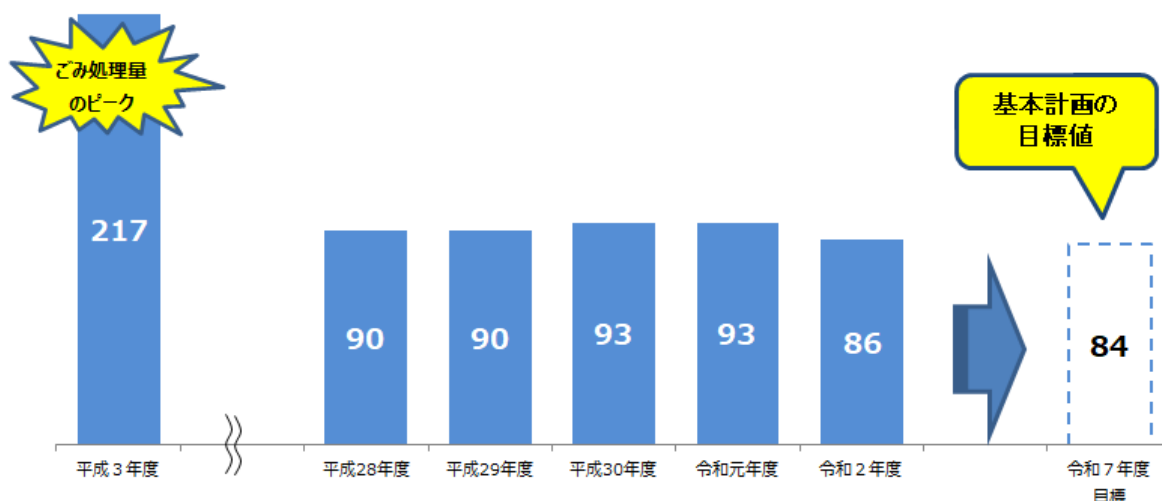
### 1 ごみ処理(焼却)量の現況

大阪市では、令和2年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定しました。前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量:84万トン」を引き続きめざすこととしており、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み(2R)を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしております。

大阪市の令和2年度のごみ処理量は86万トンとなりました。令和元年度以前に対し、大幅に減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な現象であると考えられるため、引き続き、SDGsの視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた新たな施策の展開により、一層のごみ減量を推進してまいります。

ごみ処理(焼却)量の推移

(単位:万トン)



### 2 2Rを優先した取組みの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3R (Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)のうち優先順位の高い2R(発生抑制・再使用)の取組みが重要です。市民・事業者の自主的

な取組みを促進するとともに、2R、なかでもごみの発生抑制を最優先にした取組みを実践するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換をめざします。

## (1) 市民・事業者への普及啓発

### ① 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)」を設置し、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど3R活動の促進、分別収集への排出協力の啓発などの推進を図っています。

#### ○ ガレージセールの開催

廃棄物減量等推進員と協働し、家庭で不用になった品物の有効活用を目的に開催しています。

令和2年度  
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

### ② ごみ減量市民セミナー等の開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての知識を深めるために、ごみ減量市民セミナーを開催しています。

令和2年度 開催回数: 1回  
参加者数: 10名

### ③ 「ごみ減量強化月間」等

10月の国の「3R推進月間」の取組みとして、政令指定都市と東京23特別区と連携して「都市減量化・資源化共同キャンペーン」を実施し、共同で作製したポスターを一齐掲出しています。本市でも10月を「ごみ減量強化月間」と定め、環境局が実施するイベントをはじめ、市内各所で「ごみ減量・リサイクル」に皆さんが取り組んでいただけるよう啓発活動を実施しています。

また、例年10月に大阪城公園で開催している「ごみ減量フェスティバル」については、令和2年度は「ごみ減量フェスティバル on Web」としてオンライン上で開催しました。

開催期間: 令和2年10月30日~11月29日

### ④ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

ごみ分別の必要性や大阪市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、リサイクル施設などの見学会を開催しています。

令和2年度  
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

### ⑤ 区民まつりをはじめとする各種イベントでの啓発

各区の区民まつりで、ごみ減量や3Rについての啓

発コーナーを設置するほか、地域における各種イベントにおいて、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

### ⑥ ホームページやSNS、ごみ分別アプリによる啓発

ホームページや各種SNS(環境局3Rフェイスブックページ、環境局3Rツイッター、環境局3RLINE公式アカウント及び環境局3Rインスタグラム)を通じて情報発信を行い、ごみ減量・3Rの取組みへの理解を深めていただいています。

また、スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」では、ごみ分別検索や収集機能など便利で分かりやすい機能を搭載しています。

令和2年度アプリのアクセス数: 2,023,032件

#### ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000309005.html>

アプリのインストール  
App Store または Google Play  
から「さんあ〜る」で検索



#### ・環境局3Rフェイスブックページ

<https://www.facebook.com/osakacitykankyo/>



#### ・環境局3Rツイッター

<https://twitter.com/osakacitykankyo>



#### ・環境局3RLINE公式アカウント

<https://lin.ee/vwGJ6rd>



#### ・環境局3Rインスタグラム

<https://www.instagram.com/osakacitykankyo/>



## (2) 生ごみの減量

### ① 家庭で取り組む「食品ロス」削減の推進

広報紙やホームページ等の広報媒体の活用や区民まつり等のイベントにおいて、家庭で簡単に実践できる、食べきり、使いきり、水きりによる生ごみの「3きり」運動を推進し、手つかずの食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の削減を図る取組みを行っています。また、調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマに、「調理の工夫で食品ロスを減らす料理教室」を開催しています。

令和2年度 開催回数: 6回 67名参加

## ② フードドライブ

家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と令和元年6月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」を、店舗等で食品を回収する事業者と令和3年6月に「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結して「フードドライブ」を進めています。

令和2年度 開催回数:31回  
回収量:374.08 kg

## ③ 食べ残しゼロ推進

平成29年11月から大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度を設け、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、本市ホームページなどを活用して取組みを紹介しています。また、平成29年12月に一般社団法人大阪外食産業協会、平成31年4月に株式会社京阪神エルマガジン社、令和元年9月に株式会社REARS(リアーズ)、令和2年1月に株式会社コークッキングと「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、食品廃棄物の減量に取り組んでいます。

「大阪市食べ残しゼロ推進店」登録店舗  
令和2年度末現在:120店舗

## ④ ドギーバッグの普及啓発

本市イベントにおいて、飲食店等での食品ロス削減のため、市民に対しドギーバッグ(飲食店で食べきれなかった料理を待ち帰りするための容器のこと)の普及啓発に取り組んでいます。

## ⑤ 食品ロス削減啓発外国人向け多言語メッセージカードの配布

外国人向けに食品ロス削減を啓発する多言語メッセージカードを観光案内所(関西国際空港等)で設置し、食品ロスの削減に取り組んでいます。

## (3) 区ごとの減量目標設定

区ごとにごみ減量目標を設定し、地域の特性を考慮しながら、ごみ減量に取り組むことで、「持続可能な循環型社会」の形成に向けて更なるごみ減量を推進します。

## (4) プラスチック資源循環の取組み

### ① 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」

令和元年の「G20 大阪サミット」及び「2025年大阪・関西万博」の開催地として、SDGs(持続可能な開発目標)先進都市をめざし、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」による府市連携を基本とした取組みを進めています。

## ② 「プラスチックごみ削減目標」

国の「プラスチック資源循環戦略」に合わせて令和元年5月に大阪市「プラスチックごみ削減目標」を策定しました。

プラスチックごみ削減状況(令和2年度)

目標	達成率
ワンウェイプラスチック(容器包装等)を25%排出抑制(リデュース)する。※	94%
容器包装プラスチックの60%を資源化(リサイクル)する。	72%
ペットボトルを100%資源化(リサイクル)する。	92%
残りのプラスチックごみについて、熱回収を含めたプラスチックごみの100%有効利用を図る。	100%

(注)パーセントは重量比。

※ 基準年度は2005年度(容器包装プラスチック分別収集全市実施)。

## (5) 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画

近年、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光などへの悪影響が懸念されており、新たな取組みが必要となっています。

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画は、2020年7月に大阪府と大阪市の共同提案が内閣府の「SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを受け、同モデル事業の取組みの一つとして、大阪府と大阪市が共同で策定しました。

あらゆるステークホルダーとの連携のもと、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が掲げる「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の実現に寄与するとともに、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画としてSDGsの達成に貢献します。

### ① 「大阪エコバッグ運動」の推進

協定の締結・拡充等による「大阪エコバッグ運動」を推進しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、ウェブでアンケートを実施し、市民の意識調査を実施しました。

令和2年度 アンケート実施回数:2回  
令和2年6月実施分 回答数2,262件  
令和3年1月実施分 回答数1,403件

### ② みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム(みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト)における国と連携した「先進的モデル事業」を令和元年10月に実施し、同年11月から本市独自事業として実施しています。

令和3年4月現在 活動地域:49地域



### ③ マイボトルの普及

プラスチックごみの削減や、市販の飲料水より環境負荷の少ない水道水の活用、環境配慮行動への啓発、マイボトルを携帯して水道水を飲むという環境にやさしいライフスタイルへの移行を提案していくために、大阪市内の各所にデジタルサイネージ付きウォーターディスペンサーを設置し、マイボトル携行者へ無料で水道水の提供を行っています。



デジタルサイネージ付きウォーターディスペンサー

### ④ 国連環境計画 国際環境技術センター (UNEP-IETC) との連携

国連環境計画 国際環境技術センター (UNEP-IETC) と連携し、プラスチック資源循環など環境分野

における大阪市の取組みを世界に発信しています。



国連環境計画 国際環境技術センター (UNEP-IETC)

### ⑤ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。製品プラスチック・容器包装プラスチックのリサイクルのあり方等について、調査・研究を行ってまいります。

## 3 分別・リサイクルの推進

### (1) 家庭系ごみ対策

循環型社会の形成に向け、大阪市では、排出指定制度、分別排出の促進をはじめ、次の取組みを行っています。

① 古紙・衣類の分別収集と持ち去り行為に関する規制  
ごみの減量を図り、資源の有効利用を進めるため、新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類について分別収集を実施しています。また、本市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類を対象として、廃棄物の減量と適正処理を促進する目的から、平成29年4月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正を行い、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しています。

なお、違反行為者に対する指導、過料、氏名等公表等の規定については平成29年10月より施行しています。

令和2年度 古紙衣類分別収集量：  
新聞(折込チラシ含む) 3,237 トン、段ボール 7,400 トン、紙パック 51 トン、雑誌 1,316 トン、その他の紙 5,173 トン、衣類 2,241 トン

### ② コミュニティ回収等の活性化

平成26年度から、資源集団回収活動(家庭から出る古紙などの再生資源物を住民団体等が自主的に再生

資源事業者へ引き渡す活動)への支援に加えて、コミュニティ回収(大阪府が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり行うもの)という手法を用いて、より一層の資源集団回収の促進を図っています。

また、令和3年度から、古紙等の市況悪化を受け、コミュニティ回収の収集を担う再生資源事業者への支援事業を開始し、コミュニティ回収制度の安定化及び事業のさらなる拡大を図っています。

令和2年度 支援団体数  
コミュニティ回収活動団体: 109 団体  
資源集団回収活動団体: 2,656 団体

### ③ 乾電池などの拠点回収及び福祉施策との連携

乾電池・蛍光灯管などの回収を促進するため、区役所等の本市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設などに回収ボックスを設置しています。平成28年4月からは環境事業センターにて水銀血圧計を、平成29年2月からは水銀温度計を受付回収しています。また、平成30年10月からは蛍光灯管の電話申し込みによる訪問回収を実施しています。

使用済小型家電については、平成26年3月から、区役所等の公共施設に回収ボックスを設置しています。なお、平成29年4月から平成31年3月までは、回収した小型家電由来の貴金属を用いて東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作成する「都市鉱山

からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。また、令和元年6月から使用済小型家電回収の解体・分別の処理工程で、障がい者の雇用・就労機会の創出を図るため福祉施策との連携を実施しています。さらに、令和3年から国の認定事業者と協定を締結し、宅配便による自宅回収を実施しています。

令和2年度回収量：  
乾電池 105トン、蛍光灯管 33トン、インカートリッジ 5トン、使用済小型家電 52トン



作成された入賞メダル(オリンピックメダル)  
Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI

#### ④ マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本の回収及び展示・提供

使用期間が限定されている衣類等のリユース(再利用)促進のため、環境事業センターにおいて受付回収を実施するとともに、電話申込みにより職員がご家庭まで引取り回収を行っています。回収したマタニティウェア等は、環境事業センター市民啓発コーナー等に展示し、市民に無料で提供しています。

また、令和3年度には、インターネットを活用して衣類を提供する「ネットでリユース」を実施しています。

令和2年度 回収量:14トン  
展示提供数:46点

## (2) 事業系ごみ対策

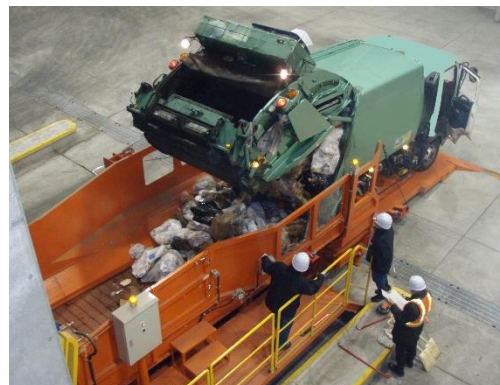
### ① 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物等の搬入不適物の排除を図るため、平成21年4月以降、焼却工場における搬入物チェックを強化し、産業廃棄物等が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進しています。

### ② 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業者から排出される紙類をリサイクルルートに回す取組みを促進するため、平成25年10月から、資

源化可能な紙類について焼却工場への搬入を禁止しています。搬入物チェックにおいて、資源化可能な紙類が発見されれば、産業廃棄物と同様に搬入不適物として排出事業者等に対し、啓発と指導を行っています。



搬入物チェックの様子

### ③ 特定建築物\*の減量指導

特定建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。

また、当該建築物から排出される廃棄物の処理施設への搬入を拒否する場合があります。

令和3年度対象建築物:4,262件

### ④ 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物の所有者等に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえで、一定期間連続して「優良標」を受けた建築物の所有者等に対し、「環境局長表彰」を実施しています。平成20年度からは「環境局長表彰」後も継続して優秀な取組みを行っている建築物の所有者等に対し、「市長表彰」を実施しています。

令和2年度 市長表彰建築物:33件  
令和2年度 環境局長表彰建築物:31件  
令和2年度 ごみ減量優良標贈呈建築物:496件

### ⑤ 事業系ごみ減量セミナーの開催

排出事業者に、ごみの減量・リサイクルについて理解を深めていただき、ごみ減量推進の取組みを自主的に進めることができるように、事業系ごみ減量セミナーを開催しました。

令和2年度 開催回数:1回  
(廃棄物管理責任者講習として開催)  
参加者数:2,783人

## 4 環境に配慮した適正処理

ごみの円滑な処理体制を維持するために、ごみの減量推進とともに、焼却・破碎等の中間処理施設の整備を図っています。

### (1) 一般廃棄物の適正処理

#### ① ごみの中間処理

ごみの焼却処理は、3R を行ったのちのごみを減量・減容化するとともに、衛生的に処理することができ、快適な生活環境の保持に貢献しています。

また、ごみ減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、大阪市域から発生する粗大ごみ等は破碎設備で処理を行い、金属回収を実施しています。

なお、焼却工場では、焼却処理による二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行うとともに、工場の処理機能が十分に発揮されるよう、常に整備に留意し、公害防止に万全を期すほか、ごみの焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーを有効活用しています。

#### ② 最終処分

北港処分地(夢洲)は大阪市の最終処分場です。貴重な最終処分空間を有効に活用するため、廃棄物の減量・減容化を図るとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。(受入最終予定年度:令和7年度)

また、廃棄物の広域的処理の観点から、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」(事業主体:大阪湾広域臨海環境整備センター[出資団体:174 地方公共団体・4港湾管理者、令和3年4月現在])に参画し、長期的展望に

### (2) 産業廃棄物対策

#### ① 産業廃棄物の現状

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた 20 種類のものを指します。令和2年度に実施した排出実態調査の結果、令和元年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 675 万トン(公共施設を含む)であり、そのうち 670万トン(99.3%)が中間処理され、343 万トン(50.8%)の処理残さが生じ、327 万トン(48.4%)が減量化されました。再生利用量は、直接再生利用される 1.1 万トンと処理後再生利用される 332 万トンを合わせた 333 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される 4.0 万トンと処理後最終処分される 11 万トンを合わせた 15 万トンとなっています。

立った最終処分地の確保を図っています。(2期事業受入最終予定年度:令和14年度)

#### ③ 東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理

平成24年度から平成25年度にかけて、東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理として、岩手県宮古地区で発生した廃棄物約 15,300 トンを舞洲工場で焼却処理し、焼却灰については北港処分地で埋立処分しました。

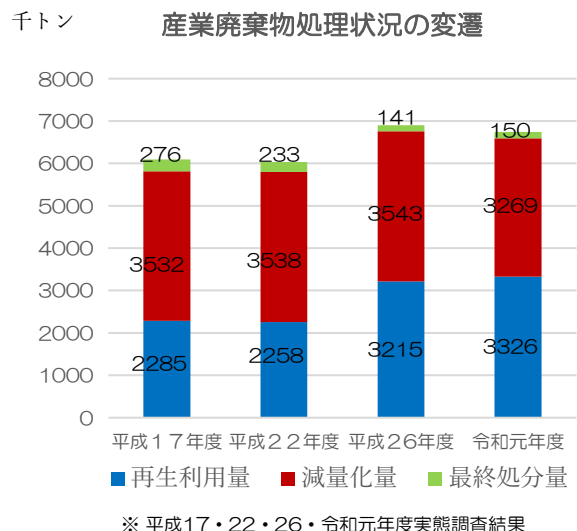
広域処理にあたっては、安全性を確認しながら、平成24年11月に試験処理(焼却灰の埋立処分は12月)、平成25年2月から9月にかけて本格処理を行いました。

埋立処分後も、北港処分地において放射性セシウム濃度及び空間線量率の測定を、年2回、継続実施してきたところであり、放射性セシウム濃度の測定結果は全て不検出、空間線量率についても広域処理による影響が見受けられないことを確認し、データを公表してきました。

これまでの測定結果等を踏まえ、北港処分地における放射性セシウム濃度及び空間線量率の測定については令和2年度の測定をもって終了しました。

(参考)東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理関連情報サイト

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000388404.html>





## ② 公共関与

市域が狭小で中小企業が多い大阪市では、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、長期的、安定的な処理対策として一定の公共関与を行っています。

## ③ 減量化・適正処理の推進

「廃棄物処理法」及び「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、産業廃棄物の多量排出等の事業者や産業廃棄物処理業者に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるなど、規制・指導を行っています。

## ④ 水銀廃棄物の処理対策

特別管理産業廃棄物である廃金属水銀や蛍光灯、水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物について処理基準を遵守するよう事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

## ⑤ ポリ塩化ビフェニル(PCB)\*廃棄物の適正処理

「大阪市 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、市内の PCB 廃棄物について適正に保管・処分するよう指導しています。特に令和2年度末に処理期間が終了した高濃度 PCB 廃棄物については、万が一未処理のものが発見された場合、PCB特措法に基づく措置により

計画的処理完了期限である令和3年度末までに処理を完了するよう事業者に対して指導していきます。

また、高濃度 PCB 廃棄物を処理する中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の操業については、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を通じて、適正処理の確保と情報公開に努めています。

## ⑥ 有害使用済機器に係る規制指導

有害使用済機器(雑品スクラップ)の保管の届出等、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

## ⑦ 自動車リサイクル法に基づく規制指導

自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の許可など規制・指導を実施しています。

## ⑧ 電子マニフェストシステムの使用促進

過去に本市が発注した上下水道工事において産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の偽造が判明したことから、再発防止と事務の効率化の観点から本市発注工事において電子マニフェストの義務化に向けて取組みを進めていきます。

# 5 ごみ収集体制を活かしたまちづくり

家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託の拡大を推進するなどの「経費の削減」や、家庭ごみ収集を日々実施している強みを活かし、高齢者世帯や障がい者世帯を対象とした「ふれあい収集サービス」等のきめ細やかな行政サービスの提供に取り組んでいます。

また、大規模災害時には、環境事業センターが地域における廃棄物処理のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、大阪広域環境施設組合等と連携して適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制の構築を図っています。



災害発生時ごみ処理リーフレット

令和2年度  
ふれあい収集(普通ごみ)登録世帯数  
:9,905 世帯  
ふれあい収集(粗大ごみ)実施件数  
:3,894 件